

# たかねざわ 農委情報

令和元年9月  
**第126号**  
 編集・発行  
 高根沢町農業委員会  
 高根沢町大字石末2053  
 TEL 675-8108



枝豆の収穫（寺渡戸地内）

**農地等の諸申請**  
 （売買・交換・贈与・貸借・転用等）は  
**毎月10日〆切**  
 （10日が休日の場合は、前開庁日）

——— 主 な 内 容 ———

- 視察研修に参加して……………P2
- 平成30年度実績・令和元年度目標と計画 ……P3
- 農地の貸借は農地中間管理機構へ……………P4
- 農業者年金に加入しました！……………P5
- 青色申告を始めませんか？……………P5
- 就農しました！……………P6
- 農業委員会活動報告……………P6

# 視察研修に参加して…

(視察先)

## 香取市農業委員会

農業委員 佐藤 正一



去る7月11日、千葉県香取市農業委員会を訪問しました。香取市は平成18年に1市3町が合併した市で人口約7万6千人です。霞ヶ浦の南に位置し、利根川流域の水郷風情漂う水田地帯は、早場米の産地で米の出荷量は千葉県一位、南部は畑を中心とした甘藷の生産・販売額は全国一、二位を争う大生産地です。酪農や養豚、養鶏も盛んで温暖な気候と肥沃な農地に恵まれ首都圏の食料生産地の役割を担っています。耕地面積は千葉県一位で、農業が基幹産業の街です。

そんな香取市も近年において、他市町村同様、農業従事者の高齢化、担い手や後継者不足、それに起因した耕作放棄地の増加などの問題が加速しており、その対応に苦慮し、解消に向けた取り組みを行っているとのこと。

そこで、「農地利用の最適化」を積極的に進めるために、施策の中心となる地域ごとの営農状況に即した「人・農地プラン」の策定をしています。

香取市農業委員会（委員19名、推進委員24名）は、策定支援を市農政課や県農業事務所と連携を図りながら地域の懇談会に出向き、農業者との話し合いを展開し、その結果、担い手への利用集積が飛躍的に進んでいます。

特に注目したのは、「自分の代で農業は終わらだ」と言った話が多くの聞

こえていたので、もはやこの問題は「切羽詰まっている、待ったなしの状況だ。」と将来に危機感を感じ、皆が共通の意識を持って推進していることと、「個人の農業者は、高齢化や病気などで突然耕作できなくなる可能性がある。後継者がいなければそれで終わってしまう。組織という箱を作れば血の入れ替え（中の構成員）ができ、営農が継続できる。」という定型句を述べて推進していることです。

「大事なものは、横の連絡と協議！そして意識の統一だ。」と言い切る推進体制は、心強く頼もしく感じました。帰路の窓には、整備された緑の田んぼがまぶしかったです。



(視察先)

## 道の駅 木更津うまかつの里

農地利用最適化推進委員 見目 博幸



視察研修で道の駅「木更津うまかつの里」を見学して来ました。

木更津は、アクアラインの玄関口に位置し、海鮮焼きや潮干狩りなど、さまざまなグルメやレジャーが楽しめる見所いっぱいのは街です。そんな木更津に2017年10月、木更津市初となる道の駅「うまかつの里」がオープンしました。「うまかつ」というのは、道の駅の地区周辺が昔「馬来田」と呼ばれ、万葉集にも書かれているほど歴史のある地名で、里山の豊かな自然をイメージして名付けられたそうです。

まず着いて目に入ったのが、建物の前にある「#おナッツ」という巨大な落花生のオブジェ！とてもリアルで目につきました。他にも、木更津きっての名産品ピーナッツを前面に推したエントラメ空間がたくさんあり、木更津をはじめ千葉県各地の名産品がたくさん集まっています、その数約2000点！まるで食のテーマパークのようでした。

地元農産物を使ったワンプレート料理とスイーツが食べられるカフェレストランも併設されていました。もちろん店内には農産物直売所コーナーもあり、地元の新鮮な野菜や果物も並んでいました。店内はそれほど広くなく通路が狭く感じましたが、新鮮な野菜や果物を木から直接もぎ取るイメージで

作られた飾りつけはなかなか楽しめました。また、店内には試食コーナーがたくさんあるので、どのような味なのか確認してから購入できるのも魅力的に感じました。

元気があつぷむららが、滞在型の道の駅として、来春のオープンに向けてリニューアル中です。体験型のうまかつの里とはコンセプトは違いますが、楽しく、元気のでる施設として、誰からも受け入れられることを願っています。



農業委員会の

# 平成30年度 活動実績 令和元年度 活動目標と計画

## 平成30年度

(平成31年3月現在)

- 管内の農地面積：3,940ha
- 集積目標面積：2,701ha
- これまでの集積面積：2,233ha
- 集積率：56.7%

(全国平均 56.2%)

【活動】

- 通年**：農地の利用集積に向けた担い手の掘り起こし活動
- 通年**：認定農業者や規模拡大志向者への斡旋活動
- 9月**：全町農地パトロール
- 11月**：農地利用意向調査

### 担い手への 農地利用 集積・集約化

## 令和元年度

【課題】利用権の設定を促進しているが、担い手と優良な農地が減少しつつある。

目標	集積面積：2,701ha (うち新規 10ha)
----	-----------------------------

【計画】

- 4月～9月**：農地利用集積に向けた担い手の掘り起こし活動
- 10月～11月**：認定農業者や規模拡大志向者への斡旋活動

(平成31年3月現在)

- 管内の農地面積：3,940ha
- 遊休農地面積：14.1ha
- 割合：0.4%
- 解消目標：7ha
- 解消実績：1.2ha
- 達成状況：17.1%

【活動】

- 9月**：農地利用状況調査
- 11月～12月**：農地利用意向調査  
(調査数60筆、調査面積6.7ha)
- その他**：遊休農地化防止のため、事前周知や指導の実施、貸借の促し

### 遊休農地

【課題】担い手が見つからない条件の悪い農地について、耕作放棄地の増加が目立つ。

目標	解消面積：7ha
----	----------

【計画】

- 9月～10月**：農地利用状況調査
- 11月～12月**：農地利用意向調査
- その他**：事前指導や相談の受付、相談しやすい環境づくり

(平成31年3月現在)

- 管内の農地面積：3,940ha
- 違反転用面積：0.74ha

【活動】

- 7月**：違反転用・荒廃農地所有者あて復元・改善指導通知  
(5件)
- 12月**：荒廃農地所有者あて改善指導通知  
(1件)

### 違反転用

【課題】農地への復元を勧告しているが、土地所有者と地上権設定者の関係が解消できず、既に復元が困難な状況になりつつある。

さらに地上権設定者が善意の使用であった場合、理解を得るのが難しい。

【計画】

- 9月**：農地パトロールの実施、違反転用の違法性を啓発
- 通年**：農業委員・推進委員のパトロール

# 農地の貸借は農地中間管理機構へ あなたの農地をお預かりします！

## 農地中間管理機構とは

平成 26 年度から始まった農地の貸借を進める仕組みです。  
担い手への農地集積・集約化を推進し、地域の農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化を進めるため、農地の中間的受け皿になる機関です。

農地中間管理事業の流れ	事業活用のメリット																				
<p>農地中間管理機構 〔公財〕栃木県農業振興公社 出し手から農地を借受け、規模拡大や農地の集積を進めたい受け手に貸付けます。</p> <p>産業課 農業委員会 農協など 町では機構からの委託を受け相談窓口を設置しています。</p>	<p>公的な機関を通じた取組ですので、安心して貸付け・借受けが行えます。</p> <p><b>出し手</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇賃料は機構から支払われ、契約期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。</li> <li>〇要件を満たせば、農地の固定資産税の軽減や機構集積協力金の交付を受けられます。</li> </ul> <p><b>受け手</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇長期の経営計画（耕作）が可能となり、経営の安定化が図れます。</li> <li>〇出し手が複数の場合でも、賃料はまとめて自動振替により機構に支払うため、手間がかかりません。</li> <li>〇条件により、まとまった農地の借入れや分散した農地の集約化ができます。</li> </ul>																				
<p><b>農地中間管理事業実績</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>筆数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年</td> <td>42 件</td> <td>294 筆</td> <td>646,374 ㎡</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年</td> <td>45 件</td> <td>277 筆</td> <td>569,321 ㎡</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年</td> <td>30 件</td> <td>139 筆</td> <td>304,214 ㎡</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年</td> <td>39 件</td> <td>210 筆</td> <td>485,294 ㎡</td> </tr> </tbody> </table>	年度	件数	筆数	面積 (㎡)	平成 27 年	42 件	294 筆	646,374 ㎡	平成 28 年	45 件	277 筆	569,321 ㎡	平成 29 年	30 件	139 筆	304,214 ㎡	平成 30 年	39 件	210 筆	485,294 ㎡	
年度	件数	筆数	面積 (㎡)																		
平成 27 年	42 件	294 筆	646,374 ㎡																		
平成 28 年	45 件	277 筆	569,321 ㎡																		
平成 29 年	30 件	139 筆	304,214 ㎡																		
平成 30 年	39 件	210 筆	485,294 ㎡																		

### ★農地中間管理事業の手続きが一部変わります

農地中間管理事業が始まって5年が経過しました。担い手への農地の集積・集約化をさらに進められるよう、本年秋ごろから手続きの見直しを予定しています。

※一部抜粋

内容	見直し前	見直し後
期間 権利設定の	<p>出し手が機構に農地を貸付けてから、受け手が機構から借受けるまでに約3か月かかる。</p> <p>町公告 → 約3か月 → 県公告</p> <p>〔集積計画〕 → 〔配分計画〕</p> <p>〔出し手→機構〕 → 〔機構→受け手〕</p>	<p>受け手が決まっている場合、町の集積計画のみで権利設定ができる。</p> <p>町公告 → (短縮) →</p> <p>〔出し手→機構→受け手〕</p>
報告 利用状況	受け手は機構に対して、毎年、農地の利用状況報告を行う。	農地の利用状況報告を原則廃止し、農業委員会が毎年行っている利用状況調査に統一する。 ※ただし、農地所有適格法人は、毎年、農業委員会に農地所有適格法人要件に関する報告が必要となる。

### ★機構集積協力金の交付単価が変わりました

機構集積協力金とは、農地中間管理機構へ農地を貸付けた出し手や地域内で農地の集約化を図る担い手等に対する支援です。

※一部抜粋

内容	平成 30 年度	令和元年度
協 経 力 営 金 換 換	<p>機構への貸付面積が</p> <p>1 ha 未満 → 5 万円 / 10 a</p> <p>1 ha 以上 2 ha 未満 → 50 万円 / 1 戸</p> <p>2 ha 以上 → 70 万円 / 1 戸</p>	<p>交付単価：1.5 万円 / 10 a</p> <p>上 限 額：50 万円 / 1 戸</p> <p>※今後5年間で段階的に縮減・廃止されます。</p>

「経営転換協力金」のほかに、「地域集積協力金」や「農地整備・集約協力金」があります。

◆問合せ先 町産業課 TEL675-8104

# 農業者年金に加入しました！



政策支援で加入した見目智史さん（上高根沢）

## 農業者年金は

- 国民年金上乘せの公的年金（終身）
- 少子高齢化時代に強い積立方式・確定拠出型

加入資格	国民年金第1号被保険者※納付免除者除く
	年間60日以上農業に従事 60歳未満
加入の種類	政策支援加入（保険料の国庫補助あり） 通常加入（保険料の国庫補助なし）

国庫補助があり、税制面でも優遇があることが魅力で加入しました！

### \*「政策支援加入」とは…？

※通常加入は次回（第127号R2.1月）掲載予定

加入資格に加え、以下の要件を満たせば保険料の一部の国庫補助が受けられます。

保険料は国庫補助合せ月2万円

39歳までに加入 農業所得が900万円以下 下表の区分に該当

## <メリット>

- 保険料の国庫補助あり！
  - 高い節税効果あり！
- ※自ら支払った保険料は全額社会保険料控除できます。

農業者年金の内容やご相談は、

農業委員会（TEL675-8108）または最寄りのJAまでお問合せください。

保険料の国庫補助対象と補助額			
区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円(3割)	—

# 青色申告を始めませんか？

## ●青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は65万円、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能。

## ●損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能。また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して前年分の所得税の還付を受けることも可能。

主な  
メリット

### ◇収入保険に加入できます！◇

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害や価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

●青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象（青色申告の実績が1年分(H30)あれば加入可。）

●保険期間の収入が基準収入の9割（過去5年分の青色申告実績がある場合の補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払い率）を上限として補填。

●農業者は保険料・積立金を支払って加入（任意）。

○収入保険相談窓口：毎週水曜日 午後3時～4時

【問合せ】NOSAIとちぎ塩谷支所 TEL682-8491

### ◇青色申告を始めるには◇

個人の場合、3月15日までに、所轄税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、その年分の所得から青色申告を行うことができます（申告時期は翌年2～3月）。

【問合せ】氏家税務署 TEL682-3311

### ◇町青色申告会に加入しませんか？◇

○年会費：5,000円

○記帳指導会（7・1・2・3月）で、指導員や税理士（2・3月）の指導が受けられます。

【問合せ】町農業委員会事務局 TEL675-8108

